
令和8年度第1回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和8年4月9日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部 寛			
会長職務代理者	13番	山根 祐一	14番	川村 忠幸	
委員	1番	田中 孝幸	2番	東田 輝正	
	3番	明治 良一	4番	岸本 慶子	
	5番	衣笠 指囷	7番	大村 祥一朗	
	8番	上田 正人	9番	大谷 誠一	
	10番	細田 邦男	11番	山本 知司	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	岸本 政明
	横山 茂	猪本 正己
	藤田 榮一郎	鎌谷 一也
	中山 浩一	公賀 義高
	保田 公範	

4. 欠席委員 横野 俊彦 山田 裕人 中嶋 美枝子 井上 寿光

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 9番 大谷 誠一 10番 細田 邦男
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 3 公共事業の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について
- 第5 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 大石 博 係 長 尾崎 千穂
主 事 藪田 龍哉

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）
本日の欠席者は、横野俊彦委員、山田裕人推進委員、中嶋美枝子推進委員、井上寿光推進委員の4名です。
農業委員 出席者数 13名
農地利用最適化推進委員 出席者数 10名
定足数に達していますので、令和8年度第1回八頭町農業委員会を始めます。
開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）
日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、9番 大谷誠一委員、10番 細田邦男委員をお願いします。
次に日程第2、報告事項です。私からはありませんが、皆さんの方からありましたらよろしくをお願いします。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。
報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。
相続についての届出です。今月は11件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。
報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。7ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は2件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。
報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。8ページをご覧ください。9件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。
以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

ないようですので続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について、事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。
受付番号1-1について説明します。

【議案第1号 受付番号1-1 朗読後、説明】

土地の所在地 安井宿地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 338 m²

土地の所在地 新興寺地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 175 m²

土地の所在地 新興寺地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 980 m²

土地の所在地 新興寺地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 1,611 m²

土地の所在地 新興寺地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 2,935 m²

理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは、今年父親名義となっていた農地、宅地、山林等を相続されました。ただ、他の兄弟姉妹も近くに住んでおらず、本人も高齢となるため今後の管理を心配しておられました。しかし、隣接する農地で耕作をしておられた譲受人の●●●●さんが、隣の遊休農地化している農地も一緒に耕作したいと●●●●さんへ申出をされ、結果、農地、宅地、山林等相続した財産のすべてを買い受ける形で売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは所有する農地で水稻や柿を栽培されており、この度買い受ける農地でも水稻や柿を栽培される予定です。通作については、現在の住所は横浜ですが、小別府に実家があり、1年のうち9ヶ月程度は実家に滞在されており、その実家から申請農地までは、すべて概ね700m圏内にありますので問題はないと思われまます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●●●さんは、10年以上農作業の従事経験があり、また一緒に耕作されている息子さんも3年程度農作業の従事期間があります。

で問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、周辺は田畑や道路であり、申請地では水稻や柿を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

補足ですが、●●●●さんは7年ほど前から、主に小別府や新興寺を中心に耕作放棄地を買い受けて柿や水稻を栽培されており、息子さんと一緒に専業で農業をされています。現在は息子さんへ少しずつ経営継承をされていますが、すべての農地をひとまず自分の名義にしておきたいということで、剛さんが譲受人とされています。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、2番 東田輝正委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

東田委員

2番、東田です。報告します。

4月3日に藤田さん、●●●●さんに電話で事前調査を行いました。●●●●さんは私と同級生の方で若いころから市内にお住いの方です。藤田さん曰く、息子は農業も全然関心がないということで、以前から屋敷や田畑を処分したいとお考えのようでした。この度、●●●●さんとの間で話がまとまったようです。●●●●さんは息子さんと農業に専念をしているとのことですので、問題ないと思います。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。そうしますと、受付番号1-1につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

（全員挙手）

議長（会長）

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号1-1について、申請どおり決定いたします。

続きまして、受付番号2-2について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 2-2 について説明します。

【議案第1号 受付番号 2-2 朗読後、説明】

土地の所在地 小別府地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 168 m²

理由としましては、譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さんは姉妹です。それぞれ相続した農地や家などがあり、令和6年10月頃に、一度、姉妹で相談し、それぞれ相続を受けた田畑を今回の譲受人である●●●●さんへ贈与しましたが、その時に贈与せずに残っていた畑を、やはり●●●●さんの後継者も引き継ぐ意思がないということで、この度家や宅地と一緒に●●●●さんへ贈与することとなったということです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●●さんは所有する農地で水稻を栽培されており、申請地では柚を栽培される予定です。

通作については、自宅から13km程度であり問題は無いと思われ
ます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、●●●●さんは30年程度農作業従事期間があり、一緒に農業に従事されている旦那さんや息子さんも20年以上の農作業従事期間がありますので、問題はないと思われ
ます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、周辺は宅地や墓地に囲まれている山裾の農地であり、申請地ではそのまま柚を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上で
す。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、2番東田輝正委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

東田委員

2番の東田です。受付番号 2-2 につきまして、4月2日に三島さんと●●●●さんに事前調査をいたしました。譲渡人の●●●●さんは市内にお住まいで田畑を管理したことはなく、高齢になられまして、この度、妹の●●●●さんということで話がまとまったようです。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。受付番号 2-2 につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 2-2 について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 8 年 3 月 31 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号 1-1 から 48-48 について説明します。 この度は貸借のみです。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 166,356 ㎡ (124 筆) を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人 4 社へ 32,594 ㎡ (17 筆)、その他 22 名の個人耕作者へ 133,762 ㎡ (107 筆) を貸付けます。 以上です。
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。この中で基盤整備事業に基づく内容で同一人の方に利用権設定等がある内容があると思います。これにつきまして、事務局の方で説明をお願いします。
事務局	それでは補足ということでご説明をさせていただきます。議案第 2 号 5 ページ、整理番号 7-7 につきまして基盤整備事業の記載があると思います。整理番号 8-8 につきましても同様に記載がございますが、この記載のある農地については、一度機構に貸し付けを行うことにより、県営事業になりますが、基盤整備事業を行うことができるということで事業を進めているものであります。貸し付けのルールがございまして法律上は 15 年以上の貸し付けを行うこととされておりますが、過去の事案等では 20 年の設定がされているものもあります。この基盤整備事業により事業を行いますと、貸方、借

	<p>方にとって、税制上の優遇措置があるといったことやそれぞれの受益者負担は発生せず、費用は県営事業で負担をするといった成り立ちの事業でございます。従いまして、個人の土地を一度機構に預けまして、県営事業で基盤整備を実施する。事業完了となりましたところから、耕作者の方に戻していくといったことから、同一人の氏名の記載箇所もあるということでございます。以上です。</p>
川村委員	<p>ちょっといいですか。35-35 から 37-37、16、17 ページに八頭町（大坪区長）というところが3件ほどあるんですけど、これについて。</p>
議長（会長）	<p>この前もありましたけど、説明の方よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。以前にも同様の案件がございましたが、大坪で村中持ちになっている用地について、当時は郡家町、現在は八頭町名義で登記してあるものということで理解しております。</p>
川村委員	<p>ようわからんな。</p>
事務局	<p>村中持ちになっているものについては、町の名義で登記がされているということです。</p>
川村委員	<p>梨を作られていて、その収穫したものって名義が町になっているから区長のものなのか、ちょっとよく分かりませんが、土地とその上物、その関係で上物を買取る方に収益を、地上権と地役権って。</p>
事務局	<p>山林とかの場合は植樹してある木の収益権がある場合も考えられますが、農業の場合は、耕作者の方の受益になるものと思います。他の利用権設定でも同様かと考えております。</p>
川村委員	<p>契約は、町とその区長とその地域との契約になるんでしょうか。その経過を知りたい。</p>
事務局	<p>説明いたします。産業観光課の方で契約がなされておりますが、個人氏名と区長氏名、町長名による契約となっており、中間管理権を取得して契約は別でしてあるということになっているようです。</p>
議長（会長）	<p>契約書は別にまた結ばれていて、結局、町と地域の契約があり、その土地については町が管理を行うということで、機構へ貸し付け</p>

	<p>を行っているということでよいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。その他ご意見のある方は。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 1-1 から 48-48 につきまして、申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 5 その他について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>はい。失礼します。日程第 5 について説明いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員活動実績に係る能率給の支給について 2. 人事異動について 3. 次回 5 月定例会 <p>次回の農業委員会は 5 月 12 日（火）13 時 30 分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>（なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようですので、以上で第 1 回農業委員会を終了します。</p> <p>終了（14 時 30 分）</p>